

令和4年3月23日

保護者の皆様

尼崎市教育委員会

まん延防止等重点措置解除後の市立学校園の運営について

皆様におかれましては、市立学校園における新型コロナウイルス感染防止対策にご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、報道のとおり、兵庫県全域において実施されていた新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が令和4年3月21日をもって解除されました。

しかし、新規感染者数は減少傾向にあるものの、依然として市立学校園の児童生徒の感染が続いていること、感染が再拡大しないよう、今後も引き続き警戒が必要です。

令和4年3月22日以降の市立学校園の運営については、以下のとおり引き続き感染防止対策を講じたうえで教育活動を継続してまいります。ご理解、ご協力を賜りますとともに、ご家庭内におかれましても引き続き感染防止対策に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染状況については日々変化しているため、今後、取扱いに変更が生じる場合は、改めてお知らせ致します。

1 教育活動

- (1) 「学校園に持ち込まない、学校園内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで行います。
- (2) 感染リスクの高いとされている教育活動については、換気、児童生徒の身体的距離の確保、手洗いの徹底などの対策を講じた上で実施します。
- (3) 学校園において新型コロナウイルス感染者が確認された場合の休業期間中や感染が不安で登校を見合わせる児童生徒に対しては、タブレット等を活用して学習機会の確保を図ります。
- (4) 校外から多くの人が来校する行事（入学式等）を実施する際には、マスクの着用、消毒の徹底、参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの感染防止対策を講じます。なお、令和4年度の入学式・入園式については、保護者の参加は1家庭2名までとします（学校園の規模等に応じて各学校園で判断します。）。
- (5) 校園外行事（修学旅行などの宿泊を伴う活動、日帰りの行事等）については、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応などを十分確認し、感染防止対策を徹底した上で実施します（学校での宿泊は行いません。）。

2 部活動

- (1) 中学校の部活動（練習試合、合宿等を含む。）については、いきいき運動部活動（4訂版）等に基づき、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とし、十分な感染防止対策を実施したうえで行います。また、高等学校の部活動（練習試合、合宿等を含む。）については、「尼崎市立高等学校 部活動の方針」に基づき、1週間当たりの活動時間を22時間程度、休養日は週当たり1日以上設定し、十分な感染防止対策を実施したうえで行います。
- (2) 県内・県外での活動及び合宿は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応などを十分確認し、感染防止対策を徹底した上で実施します。
- (3) 宿泊を伴う活動は、県内・県外とも、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定します（学校での宿泊は行いません。）。
- (4) 生徒・教職員以外の参加については、必要最小限とします。

以上